

3. 介護予防日常生活支援総合事業における一般介護予防事業の拡充についてお聞きします。

第一は、住民主体の通いの場の拡充であります。国は従来介護予防については、機能回復訓練など高齢者本人へのアプローチをしていましたが、平成26年の介護保険法の改正により高齢者本人へのアプローチに加えて高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含め、住民主体の通いの場を充実させて人と人のつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進しています。この流れに添って西宮市や尼崎市でも住民主体の通いの場を約300か所設置した自治体もあり、全国の多くの自治体において住民主体の通いの場の設置に取り組んでいます。東大阪市でも小地域ネットワークで通いの場がつ

2012 第 4 回定例会 個人質問

テムにとって大きな前進になることは間違いありません。国も平成29年に介護保険における自治体への財政的インセンティブを与えるために保険者機能強化推進交付金制度をつくり、地域リハビリテーション活動支援事業等により介護予防の場にリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設け、実行している自治体には高いポイントを付与しています。本市でも、一般介護予防事業として地域リハビリテーション活動支援事業に取り組むべきだと思いますが、いかがお考えですか。

また総合事業は、2025年を目途に国が進めている地域包括ケア推進システムの中核になる事業ですが、29年から始まり4年目を迎えています。私は9月議会で住民主体の介護予防・生活支援サービス事業については、制度を見直したほうがいいのでは

2012 第 4 回定例会 個人質問

うな横並びの制度ではなく、各自治体の特色を出した制度にすることができます。東大阪市としての特色のある総合事業を模索して、国が目指す2025年までに地域包括ケアシステムを構築するという目標に向かってPDCAサイクルで、検証していくべきではないでしょうか。市の考えをお聞きします。

くられたり、サークルなどで通いの場が設置されたりしていますが、総合事業の中で一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業として取り組み、市民が利用しやすいように自治会単位程度の約300か所で集いの場をつくることを目標にするべきだと思いますが、市のお考えはいかがですか。

次に、一般介護予防事業の5類型の中のひとつである地域リハビリテーション活動支援事業についてお聞きします。国は地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議・住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進しようとしています。本市では地域リハビリテーション活動支援事業に取り組んでいませんが、リハビリテーションの専門職が行政と連携することは、地域包括ケアシス

2012 第 4 回定例会 個人質問

ないかと質問しましたが、総合事業を検証し改めるべきは改める時期ではないかと思っています。国も高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県と連携しつつ市町村が一体的に実施する仕組みを検討するとともに、インセンティブを活用することにより、健康寿命の地域間格差を解消することを目指そうとしています。今年来年は、一般介護予防事業を含め総合事業の理念を見直すべき時ではないか、と思います。総合事業の事業費の上限の決め方は政令で定められるので、市で自由に予算を増やすことはできませんが、上限の範囲内ではどのような制度にするのか、どれとどれを組み合わせるのか地域の実情に合わせて自由に決めることができるのであります。金太郎あめのよ

2012 第 4 回定例会 個人質問